

告示

埼玉県告示第六百九十四号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇〇 リットル	〇 3 I 0 0 9 6 8 8 〇 3 I 0 0 9 6 8 6	三	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
一〇〇 リットル	〇 3 G 0 9 5 4 7 3 〇 3 G 0 9 5 4 8 9	十七	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
一〇 リットル	〇 3 C 1 2 0 3 8 6 〇 3 C 1 2 0 3 5 0	三十七	船舶	令和元年八月五日 令和二年一月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 茨城県東茨城郡大洗町港中央十二番地五号 株式会社茨城ポートオーソリティ 大洗マリーナ船舶給油取扱所				
免税証を交付した事務所 埼玉県自動車税事務所		亡失年月日 令和元年九月一日		